

町民税申告相談のお知らせ



○申告相談のご案内を送付しています

申告が必要と思われる世帯へ、相談の日時等を記載した封筒を1月15日(水)から順次送付しています。

なお、封筒が届かない場合や、指定の相談日に都合がつかない場合は、町民税務課税務グループまでご連絡をお願いします。

○申告相談の日程について

相談日	曜日	対象地区	相談日	曜日	対象地区
2月4日	火	下宿・黒滝・八幡町	2月26日	水	朝日町・豊田
5日	水	川端・庚申町	27日	木	豊田
6日	木	今宿・本町	28日	金	上宿・駒籠
7日	金	東町	3月3日	月	駒籠
10日	月	里・二丁目	4日	火	鷹巣1・栄町
12日	水	新町・海谷	5日	水	上ノ原
13日	木	海谷	6日	木	川前・南通
14日	金	田沢下・愛宕町	7日	金	来迎寺
17日	月	岩ヶ袋	10日	月	次年子・鷹巣2
18日	火	岩ヶ袋・小菅	11日	火	佐田町・曙町
19日	水	四日町	12日	水	横町・新山寺
20日	木	鷹巣3	13日	木	田沢上
21日	金	坂ノ上・白鷺	14日	金	仲通・桂木町
25日	火	井出・緑町	17日	月	大浦

※先日のお知らせ版(1月10日号)に掲載した日程表に誤りがありましたので訂正いたします。

3月6日 (誤)川前・曙町 ⇒ (正)川前・南通

3月11日 (誤)佐田町・南通 ⇒ (正)佐田町・曙町

○相談時間／午前9時～午後4時30分まで

※世帯ごとに相談時間を指定しております。送付した案内をご覧ください。

○相談会場／役場3階「大会議室」

申告手続には…

「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示」が必要です。

マイナンバーカードか通知カードを**必ず**持参してください。

○申告会場の混雑緩和のため、以下の点にご協力ください

①少人数でのご来場

会場にお越しになる方は、**世帯を代表して1名でのご来場にご協力ください**。介助を要する等の理由があり複数名でお越しになる場合においても、必要最低限の人数でお越しください。

また、発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに後日あらためてご来場くださるようお願いいたします。

②指定日時でのご来場

会場の混雑緩和のため、世帯ごとに相談日時を指定していますので、**指定した日時でのご来場にご協力ください**。指定日時でのご来場ができない場合は、ご連絡いただきますと、別日のご案内をさせていただきます。事前にご連絡がなく、指定日時以外でご来場された場合、**指定日時の方の申告相談を優先させていただきますのでご了承ください**。

○申告相談における留意事項

医療費控除やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、**医療費控除の明細書の添付が必須になります**(領収書の提示のみでは控除を受けることができません)。事前に明細書を作成のうえ、申告相談へお越しください。

営業、農業、不動産所得がある方で、帳簿を作成していない方が見受けられます。帳簿の作成及び保存は**白色、青色申告を問わず平成26年から義務付けされており**、税務調査等の際に提出を求められる場合がありますので、必ず作成のうえ関係資料と合わせて5年間保存してください。

短時間での申告相談にご協力ください。申告資料の集計がなされていないなどの理由により、申告に時間を要する方に関しましては、**資料をおまとめいただいてから、再度申告相談をお願いする場合がございます**。予めご了承ください。

申告相談等に関してご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください

■町民税務課 税務グループ ☎35-2111(内線125・126)

★e-Tax(電子申告)・スマホ申告が便利です！

～自宅でする!! 24時間いつでもできる!! 還付が早い!!～



国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

詳しくは、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご確認ください。



▲e-Taxホームページ